

◎新潟県告示第330号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成29年12月新潟県告示第1339号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、3の項第47号及び第48号の改正並びに同号の次に1号を加える改正は、同年7月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）	機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）
(略)		(略)	
3 測定試験機器		3 測定試験機器	
(略)		(略)	
(47) 電波暗室（次号及び第48号の2に掲げるものを除く。）	(略)	(47) 電波暗室（次号に掲げるものを除く。）	(略)
(48) <u>3メートル電波暗室（登録）</u>	(略)	(48) <u>電波暗室（登録）</u>	(略)
<b>(48)の2 10メートル電波暗室（登録）</b>	<b>13,300円</b>		
(略)		(略)	
(62) 疲労試験機（恒温槽を使用しない場合）	380円	(62) 疲労試験機	<u>250円</u>
<b>(62)の2 疲労試験機（恒温槽を使用する場合）</b>	<b>770円</b>		
(略)		(略)	